

インフォメーション



市からの お知らせ

7月は社会を明るくする運動 強調月間

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。

法務省では、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、更生保護三団体などと力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうと、全国的な運動を行っています。

問 市民活動振興室 (☎825・2120)

寝屋川市更生保護サポートセンターの案内

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支援する民間のボランティアであり、地方公共団体・学校・警察・その他関係機関などと連携し、犯罪や非行の発生を未然に防ぐ活動を行っています。

活動拠点の更生保護サポートセンターでは、常時2人の保護司が勤務し、学校や職場での対人関係、家庭内トラブル、地域での非行、違法薬物などの依存症からの「立ち直り」に不可欠な相談業務を行っています。困ったことがあれば、青少年の

健全育成及び地域の安全と安心を願う保護司がいる「更生保護サポートセンター」に相談してください。

時 平日午前10時～午後4時

問 寝屋川市更生保護サポートセンター (市立池の里市民交流センター内 ☎812・5011)

自治会活動用備品を宝くじの助成金で整備

一般財団法人自治総合センターによる宝くじの社会貢献広報事業として受託事業収入を財源に実施しているコミュニティ助成事業を活用し、田井西町自治会の活動用備品(プリンター・折りたたみ机など)を整備しました。

問 市民活動振興室 (☎825・2120)

手続き

マイナンバーカードの受け取りポイント申請はお早めに

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した人がマイナンバーポイントを受け取るには、9月30日(土)までにポイントの申し込みをする必要があります。申込期限間際は大変混み合いますのでマイナンバーカードの受け取り、ポイント申請は早めにお願います。

※新規取得でもらえる5000円分のポイントについては、9月30日(土)までに2万円のチャージ又は

委員会など 傍聴できます

申 いずれも当日直接(先着順)

社会教育委員会

時 7月19日(水) 午後2時 所 市役所議会議棟4階第一・II会議室

問 社会教育課 (☎813・0076)

北河内4市リサイクル施設 組合議会臨時会

時 7月21日(金) 午後2時 (受付は午後1時30分から) 所 北河内4市リサイクルプラザ3階研修室

※①日時などは、議事の都合で変更

市放課後子ども総合プラン運営委員会

時 7月28日(金) 午後1時30分 所 市役所議会議棟4階第一委員会室

HP 20896

問 青少年課 (☎813・0075)

子ども・子育て会議

時 8月8日(火) 午後2時 所 本庁議会議棟5階第二委員会室

定 10人 HP 211074

問 こどもを守る課 (☎838・0134)

くらしの情報

食用油の回収

時 7月28日(金) 午後1時～3時 所 市立消費生活センター 他 業務用油は回収しません。容器は持ち帰ってください HP 5435

問 「市消費者協会」前田 (☎822・1997)

特定小型原動機付自転車(電動キックボード)のナンバープレートを交付

道路交通法及び道路運送車両の保

市からのお知らせ

安全・安心

税・保険・年金

健康・福祉

人権

子育て・教育

アウトドア・スポーツ

文化・交流

公共機関・団体 市民情報ひろば



安基準の一部改正に伴い、7月1日(土)から、原動機付自転車のうち、特定の要件に該当する車両が、特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど)として定義されたため、電動キックボード用のナンバープレートを交付します。

無料 HP20906
市民サービス部税務管理担当(☎813・1138)

**令和4年度
消費生活相談の概要**

令和4年度の相談件数は2241件で、3年度から122件減少しました(下の表のとおり)。

昨年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、在宅時間が増加したこともあり、通信販売やインターネットに関連したトラブルが目立ちました。特に化粧品や健康食品などの定期購入に関する相談が、幅広い年代から寄せられました。また、住宅の屋根や床下、排水溝

おわびと訂正

広報ねやがわ6月号15ページ「令和4年度財政状況のお知らせ」に掲載している表2の数値に誤りがありました。正しくは土地の数値が1,401,635mです。

おわびして訂正します。
問財政課(☎825・2041)

消費生活相談件数

	相談件数
平成30年度	2,242
令和元年度	2,271
2年度	2,488
3年度	2,363
4年度	2,241

などを「無料で点検します」などと言って突然家に来訪し、強引に工事や清掃サービスを契約させられる点検商法について、多くの相談がありました。

ハトトラブル事例①

自宅を訪問してきた作業員に「近くで工事をしている。屋根を無料で点検する」と言われた。点検してもらったと屋根瓦が割れた写真を見せられ、「このままでは大変なことになる」と言われた。他社にも見積もりを取ると言う「今なら安くできる」「早くしないと瓦が落ちる」と急かされ、180万円の屋根工事を契約した。

ハトトラブル事例②

以前に床下換気扇取り付け工事を行った業者が定期点検だと家を訪ねてきた。業者名に覚えはなかったが、無料だということで依頼した。「換気扇が古くなっている。このままだと床下に湿気がたまり、家の土台が腐るかもしれない。新しい換気扇にしたほうが良い」と工事を勧められ、250万円の工事を契約してしまった。

選定委員会で意見交換を行う選定委員を募集します。

市内在住の20歳以上で9月～11月の平日昼間の会議(2～3回程度)に出席できる人 定1人(指定管理者申請団体の関係者は不可)、申し込みが多いときは審査し、後日結果を連絡します

▽報酬 1回9000円(税込)
HP145

申請 所定の用紙(市ホームページからダウンロード)を①9月4日～13日②7月18日～25日のいずれも午前9時～午後5時(土・日曜日は除く)に直接窓口又はFAXで社会教育課(☎813・0076、FAX813・0087)

市の納骨堂使用者を募集

公園墓地内(池の瀬町)にある納骨堂の納骨壇長期使用者を募集します。

下の表のとおり 対 令和4年8月1日以前に市の住民基本台帳に記載され継続して居住(市に住民票がある)し、祭祀(さいし)を主宰する人 HP20806

※①納骨壇は、令和5年11月1日(水)から使用可②使用料・管理料は一括納付③申し込みが多いときは抽選④申込用紙は、市民サービス部市民生活担当、公園墓地管理事務所各ステイ・ステーション、堀溝サービス窓口で8月1日(火)から配布又は市ホームページからダウンロード

申請 所定の申請書と住民票(本籍地

納骨壇の形態・期間・料金など

	3段式納骨壇	6段式納骨壇
募集数	3区画	55区画
使用形態	上から1段目・2段目の1区画を使用、高さ55cm×幅35cm×奥行き41cm	上から1段目～4段目の1区画を使用、高さ26.5cm×幅35cm×奥行き41cm
	6寸の骨箱が4個入ります	6寸の骨箱が2個入ります
使用期間	25年(更新可能)	
参拝方法	納骨壇室に入室し、納骨壇の前で参拝できます	
使用料	40万円	20万円
管理料	20万円	10万円
合計	60万円	30万円

※使用料・管理料は一括納付です。



つどいの広場運営団体募集

子どもを安心して産み育てやすいまちを目指して、おむね3歳未満の子どもと保護者を対象に実施しているつどいの広場の運営団体を募集します。

時 10月1日(日)から週5日(土曜日又は日曜日を含む、1日5時間)

**価格高騰重点支援給付金
住民税非課税世帯に加えて
市独自の家計急変世帯の給付金**

エネルギー・食料品価格などの物価高騰の負担感が大きい住民税非課税世帯などへの負担軽減を図ることを目的に支給します。

対①基準日(6月1日)において世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯②令和5年1月から9月に家計が急変し、住民税均等割が非課税相当に急変したと見なされる世帯(家計急変世帯)

▽給付額 1世帯当たり3万円
HP①20688②20885

申①6月20日(火)から:「支給のお知らせ」、6月23日(金)から:「確認書(申請書)」を順次発送しています②6月26日(月)から市役所1階総合案内、市立保

募集情報

- 「無料で点検する」と訪問し、言葉巧みに不安をあおり、契約を取り付けようとする業者がいます。一度契約すると、次々と契約させようとしてくるケースもあります。その場で契約せず、契約内容をよく確認し、必要のない契約はきっぱり断り、少しでも怪しいと思ったら相談してください。
- 問 市立消費生活センター(☎828・0397)
- 市立工スポール指定管理者・選定委員募集
- ①指定管理者
- ▽募集要項配布期間 8月1日～8日の午前9時～午後5時(土・日曜日は除く)
- ②指定管理者選定委員

「広報ねやがわ」広告募集中

地元の人の届ける広告

- ✔ピンポイントに反響を見込める
- ✔約11万6000部発行
- ✔広報誌というブランド

「広報ねやがわ」は約11万6000部を月に一回発行しています。毎月、各家庭・事業所に配布されるので確実に読者川市民のもとへ広告をお届けすることが可能です。市の発行物であるため、広告掲載に当たり審査がありますが、この審査を通過した広告主のみが広告を掲載することができます。読者川市民に伝えたい、自社をアピールしたい、そんな「地元の人」に届けたい思いがある広告を募集しています。

広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。広告掲載の問い合わせ先は、31ページを見てください。

困ったときは相談を(無料) ~7・8・9月~

※秘密は守ります。

相談名	内容など	日時(祝日・年末年始を除く)	申込方法	申込・問い合わせ先
法律相談	相続、借地、借家、不動産、離婚などの法的問題の相談 定員…7人 相談時間…30分程度 相談員…弁護士	月~金曜日…午後1時~4時30分、第4土曜日…午前8時30分~正午(7月22日・8月26日)	電話又はLINEで予約(申込順)	市民サービス部広聴担当 ☎824・1155 LINEの友だち登録はコチラから 
登記相談	登記手続きなどの相談 定員…6人 相談時間…30分程度 相談員…司法書士	第2木曜日 午後1時~4時 (7月13日・8月10日・9月14日)	【受付開始日】 相談日の1週間前の同じ曜日の午前9時から(申込順) ※受付開始日が祝日、振替休日のときはその翌日から受け付けます。	
国税相談	所得税、相続税、贈与税などの相談 定員…6人 相談時間…30分程度 相談員…税理士	第3木曜日 午後1時~4時 (7月20日・8月17日・9月21日)	【申込方法】 <電話> 土・日曜日、祝日、振替休日は申し込みができません。 <LINE> 土・日曜日、祝日、振替休日でも申し込みができます。	
不動産・建築相談	不動産の売買、家屋の新築・増築の手続きなどの相談 定員…4人 相談時間…30分程度 相談員…宅地建物取引士、建築士	第2金曜日 午後2時~4時 (7月14日・9月8日)		
相続・遺言書作成相談	遺産分割協議書、遺言書、離婚協議書などの作成相談 定員…6人 相談時間…30分程度 相談員…行政書士	第3金曜日 午後1時~4時 (7月21日・8月18日・9月15日)		
行政相談	国の行政機関などへの相談や要望 相談員…行政相談委員	第1・3火曜日午前10時~正午 ※相談の予約は、月~金曜日に随時受け付けます。	直接窓口又は電話で相談	
市政相談	市役所への相談や要望 相談員…市職員	月~金曜日 午前9時~午後5時30分		
消費生活相談	商品やサービスに不満や疑問を感じたり、訪問販売などで契約上のトラブルに巻き込まれたりしたときや多重債務に関わる相談 相談員…消費生活相談員	月~土曜日 午前9時~午後4時	申込不要 (直接窓口又は電話で相談)	消費生活センター (桜木町5番30号) ☎828・0397
人権相談	人権に関わる相談 定員…3人 相談員…人権擁護委員	毎週水曜日 午前9時30分~10時20分~11時10分	直接窓口又は電話で予約	人権・男女共同参画課 ☎825・2168
	人権に関わる相談	月~金曜日 午前9時~午後5時30分 ※電話での相談もできます	当日直接	
女性の弁護士による法律相談	女性弁護士による離婚、DV、相続などの法的相談 定員…4人	第3火曜日(祝日も実施) 午後1時30分~4時30分 (7月18日・8月15日・9月19日)	前日の午前10時から電話で予約(申込順)	
女性の相談員による心の悩み相談(カウンセリング)	カウンセラーが助言・アドバイスするのではなく、悩みを本人が話すことで心の整理をつけ、一緒に問題解決を図ります(女性の相談員がサポートします)	毎週月曜日午前9時30分~午後0時40分・毎週水曜日午後1時30分~4時40分・第3木曜日午後1時30分~4時40分 ※祝日も相談できます。	電話で予約	ふらっとねやがわ(産業振興センター5階) ☎800・5789
男性の相談員による心の悩み相談(カウンセリング)	男性相談員による男性の自立・生き方・人間関係などの相談	毎週金曜日午後1時~5時(受付は午後4時30分まで) ※祝日も相談できます。	申込不要(受付時間内に電話)	ふらっとねやがわ(産業振興センター5階) ☎800・5584
子どもに関する相談	18歳未満の子どもの問題についての相談(育児・発達・性格・学校生活など)	月~金曜日 午前9時~午後5時30分 ※電話での相談もできます。	電話で予約	子どもを守る課子ども相談担当(市立保健福祉センター4階) ☎838・0181
養育費・面会交流などの相談	養育費、面会交流の取り決め、手続きの相談 相談員…弁護士	第1・3水曜日午前10時~10時50分(7月5日・19日・8月2日・16日・9月6日・20日)	相談日の2週間前の同じ曜日の午前9時から電話で予約(申込順)	子どもを守る課(市立保健福祉センター2階) ☎812・2210
教育相談	幼児・児童・生徒の教育についての相談(不登校・学習・性格・友人関係など)	月~金曜日午前9時~午後5時 ※電話・オンラインでの相談もできます。		総合教育研修センター(明徳一丁目1番1号) ☎822・7830
就労相談	就職困難者を対象に就労に関する個別相談	毎週火・金曜日 午前10時~午後5時	電話で予約	産業振興センター ☎828・0751 ※相談場所は地域就労支援センター(ねやがわシティ・ステーション内)

▽手当 6月・12月、各0.5か月分
※在職期間に応じて支給、基準日(6月・12月)に在職し、週29時間以上の勤務で6か月以上が条件です
時月(土曜日の午前8時45分~午後5時(週37時間30分))他登録後に面接を行い、採用者を決定
申履歴書・本人確認書類の写しを直接窓口又は郵送で人事室(〒572-8555本町1番1号)
問 保育課(☎812・2552)

会計年度任用職員(留守家庭児童会の指導員)を募集
▽時給 資格あり(保育士・教員免許など)：1246円、資格なし：1157円
時月(金曜日の午後1時30分~6時30分(長期休業など変則勤務あり))
所 市立24小学校 内留守家庭児童会における子どもの生活習慣の指導
他 面接後に採用者を決定します
HP 5401
問 直接、青少年課(☎813・0075)

民間貸農園の利用者を募集

農地の保全・シルバード世代の健康増進や生きがいづくりの推進を目的に新規貸農園の整備を補助しています。
本制度を活用した民間の貸農園が開設されるため、利用者を募集します。
▽農園名 宇谷農園(市立宇谷小学校北側付近)
▽募集区画数 11区画(1世帯1区画、申し込みが多いときは抽選)
▽利用開始日・期間 9月1日(金)から最長5年
▽利用料 1区画(約19㎡)年1万5000円
対 市内在住で65歳以上の人 HP 20058
※7月25日(火)午後1時から市役所本館2階特別会議室1で公開抽選を行います(結果は返信はがきでお知らせします)。
申問 往復はがき(申し込みは1世帯1枚)に農園名(宇谷農園)、住所、氏名、生年月日、電話番号(返信用はがきにも住所、氏名)を書いて、7月21日(金)必着までに産業振興室(〒572-0832本町15番1号 ☎825・2673)

保育士バンク登録者を募集

保育士バンクは、市内で働きたい人と保育士を必要としている市内の保育所との橋渡しをしています。
研修(日時などは下の表のとおり)を受けた人を保育士バンクに登録します。
対 しばらく保育の仕事から離れている保育士資格を持ち、市内の保育所で保育士で就労を希望する人
申問 電話又はメール(アドレスは問い合わせください)で保育課(☎812・2552)又はハローワーク枚方(☎841・3363)

保育士バンク研修一覧

日時	場所	内容
7月25日(火)午後2時~4時	ハローワーク枚方セミナールーム	保育士就職・復職セミナー第1部「保育士の仕事と魅力」(保育課)、第2部「保育士の就職活動のポイント」(ハローワーク)
8月3日(木)午前10時~11時30分	市立保健福祉センター4階セミナー室	こどもの育ちと保育①
8月8日(火)午前10時~正午		こどもの育ちと保育②
8月16日(水)午前10時~11時30分	市立コスモス保育所 市立保健福祉センター5階会議室1・2	市立コスモス保育所見学 救急救命講習(AEDの使い方など)
8月~随時	市立保育所	保育実習

環境・まちづくり

資源集団回収活動
報奨金の交付申請
市に登録している資源集団回収活動団体の代表者に令和5年1月~6月活動分の交付申請書を6月下旬に発送しましたので交付申請してください。
古紙やアルミ缶などの回収量に応じて、府内トップクラスの奨励金1kg当たり6円を交付しています。新たに活動を始める団体の登録申請も受け付けています。
HP 8385
申問 7月31日(月)午後5時必着までに直接窓口又は郵送(受理の確認ができる簡易書留など)又は電子申請システムで環境総務課(〒572-0855寝屋南一丁目2番1号 ☎824・0911)

土・日曜日、祝日などの持ち込みごみ受け入れ日のお知らせ
7月8日(土)・17日(祝)・23日(日)・8月11日(祝)・12日(土)・27日(日)・9月9日(土)・18日(祝)・24日(日)、いずれも午前9時~午後4時 HP 2576
問 環境事業課(☎821・4039)

親子ごみ教室
家庭から出るごみの減量の大切さや分別方法、施設でのごみ処理などについて、親子で体感・体験しながら学びます。
時 8月5日(土)午前10時 所 市クリーンセンター 内ごみやリサイクルの学習、施設見学、リユース工作の体験など(計2時間程度)
対 市内在住の中学生までを含む2人以上の家族など 定 5組程度
HP 6775
※①自転車・バイク・車での来場可
②市役所から送迎があります(事前

申し込みが必要)③申込者に詳しい案内を送付します。

申問 申込書(市ホームページからダウンロード)を電話又はFAX、電子申請システムで7月18日(火)までに環境総務課(☎824・0911、FAX 821・3349)

カラオケ騒音や資源持ち去り行為に対する夜間パトロールの実施

深夜のカラオケ騒音やごみステーションからの資源物持ち去り行為、廃棄物の不法投棄など、生活環境の悪化につながる問題が発生していることから、深夜から早朝にかけてパトロールを行い、監視を強化して、発生防止を図っています。

府の条例により、飲食店などでは午後11時～午前6時にカラオケなど音響機器の使用が原則禁止・制限されています(制限内容は、時間帯や地域によって音の大きさなどが変わります)。

※府の条例に違反したときは3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処されることがあります。

問 環境保全課(☎824・1021)

地域の共同植樹用の樹木を無料配布

地域の皆さんが共同で植樹する、①住宅地やマンションの接道部②コミュニティスペース③学校・幼稚園・公園など

▽樹種 キンモクセイ・サザンカ・

かまれたときは、患部を流水で洗い、速やかに駆除したクモを持って医療機関を受診してください。

問 保健衛生課(☎829・7721)



◀セアカゴケグモ

マダニ・蚊媒介感染症に注意

蚊やマダニなどは、春から初夏、秋にかけて活発に活動します。病原体を保有しているダニや蚊にかまれたり刺されたりすることで病気を発症することがあります。野外活動などで山林や草地などに立ち入るときは、肌を露出しないよう長袖・長ズボンを着用し、虫よけ剤を使用しましょう。

問 保健予防課(☎829・7773)

防 災

枚方寝屋川消防組合からのお知らせ

△7月は熱中症予防強化月間▽

レッドロビン・ヤマモモ・イロハモミジ・コブシ・サルスベリ・ソメイヨシノ・ハクモクレン・ハナミズキ・ヤマザクラなど

※植栽や植栽後の維持管理は、申込者などが行ってください。個人の敷地などは対象外です。場所によっては配布できないことがあります。

HP 16104

申問 7月31日(月)までの午前9時～午後5時30分(土・日曜日、祝日を除く)に直接公園みどり課(☎825・2293)

相 談

出張マザーズコーナー

子育て中の人を対象にハローワークのスタッフによる無料の就労相談を行います。

時 7月14日・28日、いずれも金曜日午前9時50分～午後1時(1人40分程度) **所** リラット(市立子育てリフレッシュ館 3階ミーティングルーム2 定各4人 **他** 予約が必要、完全個室、子ども連れ可 **HP** 4374

申問 開催日の前々日までに市公式アプリ「予約・申請など」又は電話で市立産業振興センター(☎828・0751)

NPOなんでも相談

時 7月18日(火)午後2時～4時 **所** 市立市民会館4階フリースペース

熱中症は、高温・多湿の環境で、体の水分と塩分のバランスが崩れ、体温調整がうまく働かなくなり発症します。

○熱中症予防のポイント

熱中症は予防できる病気です。一人一人が正しい知識を持ち、自分の体調変化に気を付け、周囲の人にも気を配り、予防を呼びかけましょう。

①高齢者は、暑さで徐々に体力が低下し、室内でも熱中症になることがあります。節電中でも適切にエアコンを使いましょう。

②水分・塩分はこまめに補給。※アルコールは体内の水分を出してしまうので補給になりません。

③熱中症は、めまい・頭痛・吐き気・倦怠感などの症状から、ひどいときには意識を失い、命が危険になることもあります。「おかしい」と思ったら涼しいところに避難し、医療機関に相談しましょう。

問 枚方寝屋川消防組合救急課(☎852・9918)

△花火の事故防止▽

花火は「火薬」を使っています。誤った使い方をすると、けがややけどにつながります。使用上の注意などをよく読みましょう。

例年、花火の事故が多数報告されています。小さい子どもは保護者と一緒に遊ぶようにしましょう。

問 枚方寝屋川消防組合予防部保安対策課(☎852・9910)

△普通救命講習会▽

時 7月22日(土)午後1時～4時 **所** 枚方消防署 **内** AEDの使用方

ス **内** NPO法人の設立手続きや会計処理、団体運営のアドバイスなど **定** 4団体(申込順) **料** 無料

申問 7月14日(金)までに直接又は電話で市立市民活動センター(☎812・1116)

パソコントラブル相談

時 7月25日(火)午後2時～4時 **所** 市立市民会館4階フリースペース **内** パソコン機器の故障・トラブル **定** 6人(申込順) **料** 無料 **他** パソコンを持って来てください

申問 7月18日(火)午前10時から直接又は電話で市立市民活動センター(☎812・1116)

産業・事業者

「先端設備等導入促進基本計画」の策定

▽期間 6月20日～令和7年3月31日

内 中小企業等経営強化法に規定された中小企業者が、設備投資をとおして労働生産性の向上を図るために策定するものです。

市が策定した「先端設備等導入促進基本計画」に基づき、市内中小企業者が計画を策定し、市の認定を受けた場合は、税制支援(固定資産税の軽減措置)などの支援措置を受けることができます。

平成30年度に国の同意を経て、基本計画(計画期間5年間)を策定し

セアカゴケグモは、体長約1cmで全体が黒色、背に赤い帯状の模様があります。強い毒を持ち、触れるとかまれることがあります。

駆除するときは、必ず厚手の手袋を着用し、肌が出ない服装で家庭用殺虫剤(ゴキブリ用ピレスロイド系)を吹き付け、巣の近くに卵のう(乳白色で直径約1cmの球体)を見つけたときは、焼却するか踏みつぶしましょう(殺虫剤は卵のうに効果がありません)。

アライグマに注意

近年、市内でのアライグマの目撃が増えています。攻撃性があり、けがや感染症の恐れがあるため、見かけたときは、食べ物を与えたり近づいたりしないでください。捕獲器を貸し出していますので、問い合わせてください。

問 保健衛生課(☎829・7721)

7月20日～8月31日 セアカゴケグモ等対策月間

活用してください **耐震補助制度**

地震に強いまちづくりを進めるため、木造住宅の耐震診断、耐震改修の補助や耐震不足の木造住宅の除却・ブロック塀などの撤去費用の補助を行っています(左の表のとおり)。補助制度を活用し、いつ起こるか分からない地震に備えましょう。

自宅の地震対策していますか

平成30年の大阪府北部を震源とする地震により、大きな被害が発生しました。地震の発生を食い止めることはできませんが、地震の被害を最小限に抑えることはできます。日頃から地震に備えましょう。

住宅の耐震相談会

日時 7月25日(火)・26日(水) 午前10時～正午・午後1時～4時 (相談時間は1組30分程度)

場所 産業振興センター3階第1セミナー室 **HP** 8136

内容 ①住宅の耐震(診断・改修・耐震不足除却) ②ブロック塀などの撤去 ③密集住宅地区内の老朽建築物などの除却・建て替えなど

申込・問 電話・メール・電子申請システムで住宅政策課(☎825・2266)

補助制度	補助額	条件の一部
耐震診断	上限4万5,000円	昭和56年(一戸建ては平成12年)5月31日以前建築の木造住宅
耐震設計	上限10万円	昭和56年5月31日以前建築の2階建て以下の木造住宅
耐震改修	上限90万円	前年度の合計所得金額が699万円以下
耐震不足住宅除却	上限50万円	昭和56年5月31日以前建築の3階建て以下の木造住宅
ブロック塀などの撤去	<通学路など> 上限40万円	通学路などに面するブロック塀などで、建築基準法への適合や安全性に課題があり、地表からの高さが60cmを超えているもの

※上の表は補助制度の一部です。いずれの補助も着手前に申請が必要です。ほかにも条件がありますので詳しくは問い合わせてください。

法や心肺蘇生法などの知識と技術を習得 **▽**寝屋川市・枚方市に在住・在職・在学の人 **定**20人(申込順) **※**無料

申問 7月11日～14日の午前9時～午後5時に電話で枚方消防署警備課(☎052・9933) **※**車での来場は控えてください。詳しくは枚方寝屋川消防組合ホームページを見てください。

△消防実習採用 **▽**受験資格 高校卒業程度 **※**学歴は問いません。

対平成14年4月2日～18年4月1日に生まれた人 **定**7人程度 **▽**第1次試験 9月17日(日) 午前9時30分

▽採用予定日 令和6年4月1日・10月1日

申問 「枚方寝屋川消防組合」ホームページ、直接又は郵送で8月1日～25日消印有効に枚方寝屋川消防組合人材マネジメント課(〒573-1191枚方市新町一丁目7番11号 ☎852・9922)

※車での来場は控えてください。詳しくは枚方寝屋川消防組合ホームページを見てください。

防 犯

7月21日～8月21日は夏の地域安全運動期間

市民の皆さんと市防犯協会などが



夜間防犯パトロール

一つになって、犯罪のない安全で安心な、明るく住みよい地域社会を実現するために夜間一斉街頭防犯活動などを実施し、防犯への啓発を図ります。

夜間防犯パトロールの実施

子どもをはじめとした市民を犯罪から守るため、地域での夜間一斉街頭防犯活動と併せて、犯罪が発生しやすい時間帯にパトロールを行います。

7月21日～8月31日の午後8時～午前1時 **内**青色回転灯を装着した車両2台で巡回 **問** 監察課(☎812・2246)

交 通 安 全

7月1日～31日は夏の交通事故防止運動

レジャーなどでの過労運転や開放

で提示すると、医療費や食事代の負担が軽減されるものです。限度額適用認定証は、医療機関での自己負担割合が3割負担の人が同一医療機関に通院・入院したときに窓口で提示すると、医療費のみ負担が軽減されるものです。

交付を希望する人は市民サービス部後期高齢者医療担当に問い合わせてください。

HP 4653

問 市民サービス部後期高齢者医療担当(☎813・1190)

介護保険料は便利な口座振替を

口座振替にすれば、保険料は金融機関から自動的に引き落とされ、一度手続きすれば、年度が変わっても自動的に口座振替での納付が継続されます。

申次のとおり

○ペイジー：午前9時～午後5時30分、各シティ・ステーションなどに設置している端末で手続きができます。指定口座のキャッシュカード、カードの暗証番号、口座振替依頼書、身分証明書を持って来てください(一部取り扱いきない金融機関があります)。

○指定金融機関：各金融機関の窓口で預貯金通帳・通帳届け出印・口座振替依頼書を持って、申し込みをしてください。

※①口座振替開始月については通知します。振替開始まで1か月～2か

感から起こる無謀運転などによる交通事故の発生の可能性が高いことから、7月31日(月)までを夏の交通事故防止運動期間としています。

をひもづけると、認定証がなくても医療機関などの窓口で医療費の限度額を超える支払いや認定証の交付申請などが不要です(医療機関などによって利用可能開始時期が異なります)。

税・保険・年金

各種保険・医療制度

国民健康保険の限度額適用認定証の事前申請

限度額適用認定証(同一月・同一医療機関での窓口の支払いを自己負担限度額までに抑える証明書)の事前申請ができますので、必要なのは申請してください。

▽認定証の有効期間 令和5年8月1日～6年7月31日

申 7月13日(木)から本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)を持って直接窓口で申請、又は申請書(市ホームページ「申請書のダウンロード」からダウンロード)・世帯主の本人確認書類のコピーを同封し、郵送で市民サービス部国民健康保険担当(〒572-8555本町1番1号) **マイ**ナンバーカードと健康保険証

月かかる見込みです②振替日は、毎月末日(金融機関が休日ときは翌営業日)です③現在、年金からの天引きの人(特別徴収)は、本人の都合で口座振替による支払いに変更することはできません。

問 高齢介護室(☎838・0518)

介護保険負担割合証を更新

介護認定を受けている人に交付している介護保険負担割合証を更新し、7月下旬に送付します(藤色)。有効期限は令和5年8月1日～6年7月31日です。

問 高齢介護室(☎838・0518)

年金制度

国民年金保険料の免除制度

経済的な理由などで国民年金の保険料の納付が困難なときは、本人・配偶者・世帯主の前年所得が基準額以下であれば免除が受けられますので申請してください(申請月から2年1か月遡って免除申請ができます)。

▽申請に必要なもの ①マイナンバーカード又は年金手帳、基礎年金番号通知書②雇用保険被保険者離職票の写し又は雇用保険被保険者受給資格者証の写し(失業した人)

※申請方法は問い合わせてください。**問** 市民サービス部戸籍・住基担当(☎813・1211)

納期限のお知らせ ～7月31日(月)までに納めましょう～

- ★固定資産税・都市計画税(徴収・納付担当) 7月分
- ★保育所保育料(保育課) 7月分
- ★国民健康保険料(徴収・納付担当) 第2期分
- ★介護保険料(高齢介護室) 第2期分
- ★後期高齢者医療保険料(徴収・納付担当) 第1期分
- ★留守家庭児童会保育料(青少年課) 7月分

<口座振替が便利です>

納期限に自動で口座から引き落としとすることができます。申し込みは、指定金融機関、収納代理金融機関、各担当窓口やシティ・ステーションで手続きできます。納め忘れがなくなりますので利用してください。詳しくは、各課へ問い合わせてください。

後期高齢者医療制度被保険者の皆さんへ

70歳以上の皆さんに交付している高齢受給者証を更新し、7月下旬に発送します(黄色)。高齢受給者証の有効期間は令和5年8月1日～6年7月31日です。

高齢受給者証を更新

後期高齢者医療制度被保険者の皆さんへ

8月1日(火)以降に75歳になる人は、75歳の誕生日の前日までが有効期限です。

後期高齢者医療制度被保険者の皆さんへ

後期高齢者医療制度被保険者の皆さんへ

医療機関などの窓口での負担割合は、令和4年中の所得で判定します。

後期高齢者医療制度被保険者の皆さんへ

後期高齢者医療制度被保険者の皆さんへ

国民健康保険への加入・脱退などは、必ず14日以内に届け出てください。

後期高齢者医療制度被保険者の皆さんへ

後期高齢者医療制度被保険者の皆さんへ

届け出が遅れると、医療費が全額自己負担になり、保険料を遡って納めなければなりません(最長2年間)。

後期高齢者医療制度被保険者の皆さんへ

後期高齢者医療制度被保険者の皆さんへ

問 市民サービス部国民健康保険担当(☎813・1182)